



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、名古屋税理士会名古屋東支部の水野博信でございます。

東区に事業所を置く私たち税理士は、広報紙「翼」によって区民の皆様に税に関する情報を提供し、また私たちの活動を紹介してまいりました。今回で8回目の発行になりました。1年に1度の発行ですが、区民の皆様が楽しくご覧になられることを願っています。

東区はご存じのとおり、歴史文化の町、経済の町、また教育の町として市内でも特異な地域です。東区内にある芸術創造センターや芸術文化センターでは芸術文化にあふれた様々な催事があります。日本を代表する大企業では多くの従業員が仕事をし、商店街には地元に住む方々が集います。

また東区には多数の高校があり、昼間は多くの若い学生が勉強に励んでいます。私たち税理士はこの東区の発展のため、また区民の皆様の生活向上のために税に関する仕事以外にも様々な活動を行っています。

私たち税理士による「租税教室」を通じて東区の小中学生・高校生と毎年交流をしています。また、毎年10月に開催される「東区民まつり」にはブースを設置し、ちびっ子向けのゲームを楽しんでいただいている。区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸です。私たちは、税の専門家として地域の皆様のあらゆる税に関するご相談にお答えし、地域に貢献してまいります。

どうかよろしくお願ひいたします。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 水野 博信

税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私たち、「名古屋税理士会 名古屋東支部」は、東区内に税理士事務所を構える227名の会員により構成されています。東区民の皆様に、税に関してより知識と理解を深めていただき、また税理士を身近に感じていただくために、様々な行事・活動を行っております。

日頃の活動として、税務相談所を開設し小規模事業者の方々の記帳指導などを行っています。

年間行事として、10月の「なごやかまつり・ひがし」に出展、11月中旬の税を考える週間にイオンナゴヤドーム前ショッピングセンターで行う無料税務相談会、1月を中心に14の学校において「租税教室」の開催、2~3月に「確定申告期における無料税務相談」の開設を行うことにより、区民の皆様のお役に立つべく活動を行っております。

平成24年度東支部開催の行事

- 平成24年10月21日（日）
東区民まつり

記／早川 智央会員



名古屋税理士会名古屋東支部では、「地域社会に税の普及をはかり、税理士の活動を周知するため」の支部運営方針に基づき、平成18年より東区区民まつり（なごやかまつり・ひがし）に参加しています。

昨年も10月21日（日）秋晴れの下、建中寺公園にて「税理士とふれあおう！」をテーマに掲げ、7回目の参加をさせて頂きました。私ども税理士は、区民まつりを区民の皆様と接し、税理士の存在や税金について知って頂く貴重な場と考えています。

ブースの出展内容は、前年同様、子供向けから大人向けまでの税金クイズやじゃんけんを交えた「すごろくゲーム」を行いました。長蛇の列ができるほど盛況で、最終的には162名の方に



参加して頂き、ゲームや賞品の内容に喜んで頂くことができました。この「すごろくゲーム」が、区民の皆様が税金の仕組み等を理解して頂く一助となれば幸いです。

ブース内の活動のほか、第7号「税理士新聞」を作成し、配布いたしました。第3号から第7号までの「税理士新聞」は当支部のホームページに掲載しておりますので、どうぞご覧ください。

<http://www.tax-higashi.jp/>

さらに、恒例となりました当東支部ウクレレ隊（衣浦一番）が中央ステージにて演奏を披露しました。ご覧頂いた方から「税理士さんやるねー！」「税理士さんのイメージが変わった！」等のお声をお寄せ頂きました。

今秋もこの区民まつりに出展を予定しています。我々は、昨年以上に区民の皆様が少しでも税理士の存在や税金について知って頂き、ブースを楽しんで頂けますよう努めて参ります。



一般的に税理士と言えば、企業や個人経営者の依頼を受けて、税務申告や各種税務相談を受けたりすることが主な仕事のように思われていますが、社会貢献活動の一つとして、地域の皆様に向けた活動等（無料税務相談会、租税教室の開催、会報紙の発刊等）にも力を注いでいます。

これらの中で、租税教室とは我々税理士が、地域の各学校等に出向き、租税に関する授業を行うもので、その目的は、子供たちに租税の意義、役割、機能、仕組みなどについて正しい知識と理解を持ってもらうことにあります。

我々東支部は、租税教室の取り組みを積極的に進めていこうと、平成18年度から東区内にある小学校をはじめ中学校や高等学校においてもこの租税教室の授業を受け持たせていただいており、担当講師が、それぞれのパーソナリティーを活かしながら独自のフリップや税に関するアニメビデオなどを教材として、税を楽しくわかりやすく説

明することに努めています。

また、最近特に小学校の租税教室においては、今話題になっている消費税の増税の問題や国債発行残高の増加、将来の少子化対策など税が関係する社会問題にも関心が高く、質問等も多くあり担任の先生からは、租税教室で学んだ内容などを中心として、後に時間をとってクラスで話し合いをしてみたいという学校もあり、租税教室も以前と比べより積極的で内容の深いものになってきたように思います。これからも、子供たちが少しでも税に関心を持つきっかけになるよう短い授業の中で我々税理士にできることを考えていきたいと思います。

租税教室

税金のこと、知って もらいにボクらが行きます！

東区の 小学校

中学校 高等学校 大学



愛知学院大学

平成24年6月22日 金曜日



担当講師／鈴村 明己会員

桜丘中学校

平成24年7月2日 月曜日



担当講師／三村 雄一会員

富士中学校

平成24年7月13日 金曜日



担当講師／野々山 浩会員／川島 潤会員
和田 義雄会員／佐藤 昌哉会員

金城学院高等学校

平成24年11月5日 月曜日／7日 水曜日／8日 木曜日



担当講師／和田 義雄会員／岡村 芳恵会員／安藤 賢史会員／野々山 浩会員

筒井小学校

平成24年12月4日 火曜日



担当講師／安藤 宣貴会員

名古屋中学校

平成24年12月12日 水曜日



担当講師／和田 義雄会員／野々山 浩会員
安藤 賢史会員

矢田小学校

平成24年12月17日 月曜日



担当講師／佐藤 昌哉会員

旭丘小学校

平成25年1月10日 木曜日



担当講師／加藤 幸彦会員

山吹小学校

平成25年1月18日 金曜日



担当講師／佐野 誠彦会員／正村 匡利会員

砂田橋小学校

平成25年1月21日 月曜日



担当講師／宇佐美 貞幸会員

明倫小学校

平成25年1月25日 金曜日



担当講師／片山 映理子会員

葵小学校

平成25年1月30日 水曜日



担当講師／大島 久直会員

「租税教室」を終えて

納税が国民の義務であることは周知の通りですが、税金のことがどれほど一般的の皆さんに知れ渡っているでしょうか。

恥ずかしながら私もサラリーマン時代は給与明細を見て税金らしきものが引かれているな、という程度でした。今の税理士の仕事に携わるようになって税金の重要性を実感した次第です。皆さんも如何でしょうか？

「来年から消費税率がアップします。はたして現在の消費税率は高いでしょうか？低いのでしょうか？」

ある中学校で租税教室の授業前にこんな質問をしました。高いと思う生徒が約9割でした。

また授業後に同じ質問をしたところ、今度は低いと思う生徒が約9割と逆転しました。

授業では、税金の体系、必要性、国の財政状況、外国との比較などを説

記／川島 潤会員

明したところ、現在の日本の状況では消費税を上げる必要があると思ったのでしょうか。

当然ながら小学校、中学校、高校とレベルは変えてお話ししますが、このように難しいと思われる税金の話でも「租税教室」のような機会があれば、みんな興味を持ち真剣に考えてくれるなと思いました。

今後も「租税教室」が税金のことや日本の財政のことなどを考えるきっかけになって、大人になった時に少しでも覚えていてもらえると嬉しいと思います。

私たちも、より解り易く興味を持ってもらえる授業を目指してがんばっていきます。

上記以外の開催学校

平成25年2月6日（水）

愛知商業高等学校

担当講師／鈴村 明己会員
／川島 潤会員
／溝口 雅久会員

平成25年2月6日（水）

愛知教育大学附属小学校

担当講師／岡村 芳恵会員

区民無料税務相談会を開催しました

税理士による無料税務相談会「税を考える週間」に参加して 記／佐藤 修会員



今年も名古屋東支部は、「税を考える週間」の名古屋東税務連絡協議会の協賛行事として、無料税務相談会を開催しました。今年は11月12日(月)13日(火)の二日間にわたりて、イオンナゴヤドーム前店1階のイベントスペースで延べ4名の相談員を派遣し執り行いました。

私は二日目担当、10時からの相談開始でしたが、毎年2月に行なう確定申告向けの無料相談会とは違って固定資産税に関する質問や、変わったところでは、登記に関する質問、将来の事業の継続すべきかどうかなど、更には相続に関する質問をされる方もいましたが、総じて個人事業主の方の確定申告に関する相談が多かったように思います。自分で本を買って勉強して、源泉徴収の仕方の相談をされた方もいらっしゃって、真剣に話を聞いていただける人もみえましたので、この無料税務相談会が意義あるものだと感じさせられました。

来所される方は午前中に集中して待っていた方もありました。

イオンナゴヤドーム前店は大勢の方が買い物にいらっしゃって賑やかですが、当日案内板を見て初めて無料税務相談の事を知り来所されたというよりあらかじめ広報で無料税務相談があることを知ってらっしゃる方が相談のために足を運んで来られたという印象が残りました。

午後3時終了間際に相談される方もみえましたが、予定通り午後3時にはすべて終了しました。

今後もこの行事は続くものと思いますが、広報の大ささを改めて感じました。

復興特別税の創設

東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保する目的から、新たに復興特別税が課税されることになりました。

この復興特別税の中で、身近な「復興特別所得税」と「復興特別住民税」について紹介したいと思います。

〈復興特別所得税とは〉

課税期間	平成25年～平成49年までの25年間			
復興特別所得税額	その年の所得税額×2.1%			
確定申告	25年間の各年分の確定申告について、所得税と復興特別所得税を合わせて申告・納付しなければなりません。			
源泉徴収	<p>給与所得者の方は、平成25年以降に支払を受ける給与等から所得税と復興特別所得税が合わせて源泉徴収されます。</p> <p>また、公的年金等、預貯金や債券の利子、株式や投資信託の配当金などを受け取る際も、所得税と復興特別所得税が合わせて源泉徴収されます。</p> <p>例) 上場株式の配当金に係る源泉徴収税額 配当金 10,000円の場合 H24年 【所得税 7%】 700円 【住民税 3%】 300円 ↓ H25年 【所得税 7.147%】 714円 【住民税 3%】 300円 (※) 7% + 7% × 2.1% = 7.147 %</p>			

〈復興特別所得税8年間税負担額の試算〉

給与年収額	夫婦、子2人	単身者
400万円	900円	2,000円
700万円	4,300円	7,900円
1,000万円	14,000円	18,200円
1,500万円	37,200円	44,200円

(財務省試算：子2人は特定扶養親族と年少扶養親族 http://www.mof.go.jp/tax_policy/haihuteisei_4.pdf)

〈復興特別住民税とは〉

課税期間	平成26年度から平成35年度までの10年間
復興特別住民税額	住民税の均等割に年間1,000円上乗せ

目の前の仕事に追われて いる毎日 今こそまじめに 考えなくては



名古屋税理士会 名古屋東支部会員



平成24年6月に税理士として登録をしました。

さて、私の税理士までの道は長いし、また少々変わっていると言つていいと思います。

高校を卒業してそのまま事務職に就職しましたが、とてもなく「つまらない」のです。しかし、それでも8年間勤めました。その後、知り合いが始めている懐石料理屋に勤めました。2年半の間無給でしたが、まだまだ多くの知らないことがあるということを知ることができました。そして「このまま一生これでは…」と思い、求人雑誌を買いに走りました。また同じ事務職では両親にろくなことを言われないと思い、大した考えもなく税理士事務所か弁護士事務所か探偵事務所にしようと考えていたところ、その号には税理士事務所が1件だけ載っていました。それが現在の事務所です。所長に救われたといっていいと思います。

はたして、入所するとなんだかみんなが勉強をしているではありませんか。「何の勉強してるの?」「税理士試験の勉強だよ」「へ?高卒だから無理だね」「日商簿記1級が受かれば受験できるよ」「ふーん」という具合に始まりました。

1級、簿記論、財務諸表論まではいかにも順調でした。こういうふざけた奴は大きな壁が待っているものでその後の税法はさっぱりダメ、一番の原因はまじめに勉強をしなかったこと。そして平成18年に大学院に入学する機会をいただき、税法が1つ合格し、晴れて税理士として登録をすることができました。今の事務所にお世話になって相当長い時間が過ぎていきました。

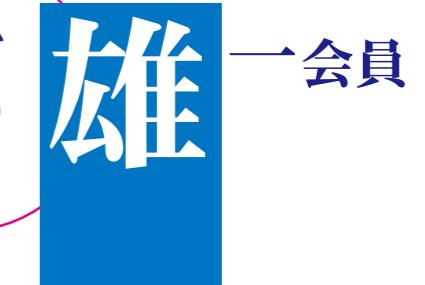
私が税理士になることができたのは、まずもって、所長そして家族、恩師のおかげであることは間違ひがありません。この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

さて、税理士になったことで何かがわかったのか?相変わらず目の前の仕事に追われている毎日です。これではいかんだろう。

何をすべきなのか、何ができるようになったのかを今こそまじめに考えなくてはいけないと思うし、また、傲慢になることなく、この責任を真摯に受け止め、「税理士」の名に恥じることのないように進んでいきたいと思っています。



名古屋税理士会 名古屋東支部会員



大学生の頃に「ショーシャンクの空に」という非常に有名な映画を見たことを思い出します。

アンディという銀行員が、妻を殺したという冤罪で刑務所に入れられ、殴る蹴るは当たり前のひどい扱いを受ける日々を送ることに…。それでも、他の囚人から孤立しつつもコツコツと眞面目に刑務所生活をこなしています。あるとき刑務官がふと口にした「税金大変でさあ…」という言葉をアンディは聞き逃さず、適切な税務アドバイスをサラッと行います。その刑務官は大層喜びアンディに「なんかほしいものは無いのか」とまで。アンディは囚人の皆にビール

を振舞うことを希望、囚人達はアンディのおかげで青空の下ビールをのむに至ります。それ以後、アンディは刑務官にいい意味で目を付けられ、囚人とも徐々に溶け込んで行き、やがてアンディの前には全国から確定申告書を持った刑務官が列を成すようになります。

さてさて、ところ変わって私は刑務所のような理系の単科大学でコツコツ勉強する日々を送っていました。標準的の就職先「メーカー」への興味が湧かず、なりたい職業というのも思い浮かばず、特に目的もなく大学院に進学したりしていました。そんな時、私の前に現れた(理系の大学では数少ない)女の子がふとこんな事を口にするではありませんか

「相続税の基礎控除がいくらか知ってる?相続で困りそうなんだけど。」

このとき、刑務所のシーンが思い浮かんだ!かは記憶にありませんが、身近な友人(女の子)の役に立てる職業として、税理士という職業が面白そうジャンと頭の中でガチガチと歯車がかみ合い、専門学校に直行したのは23歳の話でした。

この話をしたところで「なぜ税理士か」という問い合わせにはなりませんし、タマタマだとしか説明ができません。親が自営業であることや、株だとか為替だと金に関することが好きなこと、実家の前が税務署だったこと、上記の映画を見たこと、タイミング、ささいな切っ掛けの結果がたまたま税理士だっただけだと思います。

この仕事を選んだのも何かのご縁、まだまだ未熟者ですが気持ちの良い酒を振舞ってもらえるように、できることをコツコツやっていきたいなと思う次第であります。

身近な友人の役に立てる
できることをコツコツ

税理士のお仕事ってご存知ですか?

税理士は

●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立案などについて代理をします。

●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

●税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

●会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

●補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

●社会貢献

税理士は、独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。